

平成 2 6 年 第 1 回 定 例 会  
陳 情 文 書 表

自 陳情第 1 号  
至 陳情第 6 号

陳情 番号	件 名	付 託 委員会	審 査 結 果				頁
			日	委員会	日	本会議	
1	「地方自治法第124条改正についての意見書提出」に関する陳情Ⅰ						1
2	「地方自治法第124条改正についての意見書提出」に関する陳情Ⅱ						3
3	「行政事件訴訟法第3条第2項修正についての意見書提出」に関する陳情						5
4	府中駅北口用 市立府中町保育園新設願いについての陳情						7
5	介護保険制度改定に関し国に意見書提出を求める陳情						14
6	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情						17

陳情番号	1	受理年月日	平成26年1月16日
陳情人住所氏名	羽村市川崎1-10-44 清田敏雄		
件名	「地方自治法第124条改正についての意見書提出」 に関する陳情 I		
〔陳情要旨〕			
<p>首記法律は議長への請願方法を定めており、議長に提出する前に中間検査に等しい議員の紹介が求められる。これは請願者が市長へ直接提出できる請願との関係において、下記した歴史を無視しているので議長から関係行政庁に意見書として法律改正を申し入れていただきたく陳情する。</p>			
1 内容			
<p>掲記法律は市議会議員の紹介が議長への請願の要件であるが、市長への請願はそのような中間検査はない。この中間検査は請願者にとって負担であり、紹介議員の存在を消し去る改正は負担が軽減されるので公益になる。よって、同改正は公益に寄与すると関係自治法99条（意見書の提出）により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。</p>			
2 理由			
2. 1 羽村市を例にして説明する。（請願法に基づく）羽村市長への請願、例えば「（区画整理審議会における）職員の失態を市長は謝罪すべきに関する請願」（平成25年8月7日付）は、私からの提出により請願先にて受理された。これは府中市の外での事実であり紹介議員等の中間検査はなかった。			
2. 2 一方、議長への請願は、日本国憲法第94条（地方自治の原則）により地方自治法第124条に従っている府中市議会会議規則第137条（請願書の記載事項等）第2項により、「議員の紹介」を提出要件としている。			
2. 3 帝国議会衆議院委員会議録によると昭和22年3月22日第4回で「地方自治法案の審議にて、第124条に意見無く」地方自治法の審議は終了した。この理由は2. 4項の存在と推察される。			
2. 4 大日本帝国憲法の第30条「…の規程に従い請願を為すことを得」及び第50条「両議院は…請願書を受くることを得」に従って、議院法第十三章「請願」の第62条「…の請願書は議員の紹介に依り議院之を受取るべし」とある。			
この議院法は昭和22年5月3日に廃止され、同日に地方自治法			

は施行された。

2. 5 即ち、2. 4項の「議員の（お情けで哀訴（議院法第68条）を受け取ってあげる）紹介」は、大正6年の勅令である請願令によってさらに重い存在となったため、天皇主権の遺物として検討されずに地方自治法に残された。しかし、現憲法は「主権在民」なので、ほぼ同時期に公布された憲法と請願法に従って地方自治法を紹介議員なしに改正すべきである。以上（黒 議会請願）

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	2	受理年月日	平成26年1月16日
陳情人住所氏名	羽村市川崎1-10-44 清 田 敏 雄		
件 名	「地方自治法第124条改正についての意見書提出」 に関する陳情Ⅱ		
〔陳情趣旨〕			
<p>首記法律は議長への請願方法を定めており、議長に提出する前に中間検査に等しい議員の紹介が求められる。これは請願者が市長へ直接提出できる請願との関係において、憲法14条（国民の平等他）で保証されている平等が損なわれているので、議長から関係行政庁に意見書として法律改正を申し入れていただきたく陳情する。</p>			
1 内容			
<p>掲記法律は議会議員の紹介が請願の要件であるが、市長への請願はそのような中間検査はない。この中間検査は請願者にとって負担であり憲法14条の「法の下での平等」に反している。地方自治法の掲記条文から紹介議員の存在を消し去る改正は負担が軽減されるので公益になる。よって、同条文から紹介議員の存在を消し去る改正は公益に寄与すると地方自治法99条（意見書の提出）により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。</p>			
2 理由			
2. 1 羽村市を例に挙げて説明する。（請願法に基づく）羽村市長への請願、例えば「（区画整理審議会における）職員の失態を市長は謝罪すべきに関する請願」（平成25年8月7日付）は、私からの提出により中間検査無く請願先にて受理された。			
2. 2 一方、議長への請願は、日本国憲法第94条（地方自治の原則）による地方自治法第124条に従っている府中市議会会議規則第137条（請願書の記載事項等）第2項により、「議員の紹介」を議長への提出要件としている。			
2. 3 議長は、処分に関して地方自治法105条の2（抗告訴訟の取り扱い）において「…、議長は普通地方公共団体を代表する」ので市長と同格である。よって、2. 1項にない中間検査に等しい条件を2. 2項の規則が請願者に要求するのは請願者にとって法の下での平等ではない。			
2. 4 繰り返すと、議長も市長も同じように請願を処分するのである			

から、請願者が議長へ請願を直接に提出できないのは、議長が請願者を結果として不平等に扱っているのであり、この不平等は解消されねばならない。

陳情Ⅰと一体陳情にすると理由ⅠとⅡへの判定が○と×になった時の総合判定にて、議論が生ずるので分離した。以上（黒 議会請願）

付託する委員会

陳 情 番 号	3	受理年月日	平成26年1月16日
陳情人住所氏名	羽村市川崎1-10-44 清 田 敏 雄		
件 名	「行政事件訴訟法第3条第2項修正についての意見書提出」に関する陳情		
〔陳情要旨〕			
<p>首記法律は抗告訴訟における処分の意味を定めている。しかし、「行政庁の処分の意味」が書かれていないため、誤りが生じて憲法32条で保障されている「裁判を受ける権利」を否定されているので議長から関係行政庁に意見書として法律修正を申し入れていただきたく陳情する。</p>			
1 内容			
<p>掲記法律の要点は「処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使当たる行為」と明記され、括弧内に「以下単に処分という」と付記されている。即ち、行政庁の処分に加えて他の公権力行使を「処分」と（「行政庁の処分」と紛らわしく）定めている。</p>			
<p>しかし、最高裁判所判決（昭和39年10月29日）が示す「行政庁の処分」の説明を「処分」と解釈する判決があり、これにより「その他公権力の行使」が無視されるので、「行政庁の処分の意味」を法律に加えて誤判決をなくすことが公益になる。</p>			
<p>よって、同法文に「行政庁の処分の意味」を加える改正は公益に寄与すると地方自治法99条（意見書の提出）により関係行政庁へ意見書を提出していただきたい。</p>			
2 理由			
<p>2. 1 例えば、羽村市議会の議会運営委員会委員長の一身に関する（私の）陳情の審議にて、同委員長が他委員の同意を得ずに議事を進行させた抗告訴訟（平成24年（行ウ）第102号）の判決にて、却下理由の一つに上記最高裁判決が例示され「その他公権力の行使」が無視され、「これにより（訴えは）直接国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているとはいいがたく、…」と抗告訴訟の対象にならないと判断された。</p>			
<p>2. 2 同様の判決は、東京高裁平成12年（行コ）第162号 平成12年9月27日など瑞穂町の通称「大 統領」の私文書から4例を列挙できる。</p>			

2. 3 よって、2. 1項のごとき「裁判を受ける権利」を否定する判決は公益に反するので、掲記の法文は改正されるべきである。

本件は、行政事件訴訟特例法第1条に係るが言及せずに単純化させて説明した。以上（黒 議会請願）

付託する委員会	
---------	--

陳 情 番 号	4	受理年月日	平成26年2月6日	
陳情人住所氏名	府中市府中町2-10-19 店舗家主 関田住夫			
件 名	府中駅北口用 市立府中町保育園新設願いについての陳情			
<p>(1) 本件の「市議会丸ごと1期」4カ月遅延提出について</p> <p>① まず、新旧書面の添付資料は、旧書面からの通し番号にしました。よって新では、その出方が不ぞろいになるので、新の5頁末尾に「資料集」の目次をつけてあります。よって不明点はそれを御参照ください。お願いします。</p> <p>② 本件の発端原因は、議会用書面に「提出規則」が公開されていなかったためです。昨2013年11月、陳情人（以下私）は議会提訴の為、同11月号の議会便りを参考にしました。するとその1頁に「意見書」があり、その他は末尾8頁の「議会歴」欄にあって、陳情例があり、意見やその規則類はありませんでした。</p> <p>③ そこで思うに「議会は年4回」その陳情とは「各町自治会案」を地元議員に依託、議会代理発表する「半官半民」例だと感じました。したがって個人陳情は、市所内のどこにでもあり、毎日でも出せる「市長への手紙」を使うらしいとなり、私は「個人で議会宛」だから「意見表題」でいいのだ、と決まりました。</p> <p>④ こうして13年11月24日、私は議会局庶務課を経て、市議会高野政男議長宛にその書留便を提出しました。その書面は正副と一般用の3冊で、その最上段にクリップどめで便箋1枚（資料6）の「初心者用挨拶文」をつけておきました。</p> <p>すなわち「(要点) 初めまして、未経験の意見提出をします。足らざるはご指導下さい。補足します。」と書かれていました。</p> <p>⑤ 次いで11月28日朝、その件で庶務課に傍聴日を伺ったら、係員が「これは意見で、議題にはかからないから傍聴はないです。それにこの件は上層部で却下されています。理由はわかりません。」と答えられました。</p> <p>驚いた私が「どうしてなんですか。」と問うたら「議会にかかるのは『陳情』だけど、この変更は昨日の夕方5時で締め切ったから、もう直せません。」とのことでした。</p> <p>⑥ 私はこの落とし穴に抗議するため「書類上に、初心者用のメモをつ</p>				

けときました。」と言ったら「あった。しかし書式は正当で何も言う事はないから、上層部に上げた。」とのことでした。

絶望した私が事後処理を尋ねたら「これを陳情にして、来年3月用に出し直す。」でした。こうして「遅れ半日対策4ヶ月先」の大迷惑事件が起きたのです。

⑦ この時、庶務課が誤ったのは、初心者書面が宛名は議会用なのに表題項目は議会にかからない意見にし「上意下達」の命令文を使っていたことと。さらに、その項目説明の末尾「願い文」が陳情と同じ「下意上達」の伺候文であり、完全に文型が前後不一致であることを見逃した点にあります。したがって議会用文書を管理する庶務課員の見逃しは「重大な過失」で、当然「本文検証」すべきでした。

⑧ だが、このときわずかA4・3頁の本文が、全く読まれていなかった証拠があります。それが「まとめの3頁」で、全面に議会依頼することが書かれ、末尾には『議員の皆さん』一致団結決定下さる様祈ります。」とも書かれていました。

⑨ さらに問題は、議会執行部が初心者書面の表題だけ見て却下処分にしたことです。

時に執行部は、市況が府中駅南口大開発開始時で、新規保育園は凍結を知っていました。よってその表題「保育園の新設」を見ただけで却下処分にしたと思われます。

⑩ だが、その時執行部が本文を見ていたら、時の保育課が唱えていた「北口保育園」対策は「嘘」であり、かわってそこへ数十年ぶりに「当店と学研のペア保育園案」誕生話が載っていたのですから「前代未聞の好条件発生」とわかったはずでした。

⑪ よって14年3月期議員団の皆さん、そのペア保育園は、他市もうらやむ「将来成人育成用・基幹保育園」になりますから、ここでも一致団結賛成投票くださるよう、お願いして本（注1項）を終わります。

⑫ 次に、その当店の「市況人気・需要度」の高さ問題を（注2項）として御紹介します。

（注2） 本保育園協賛運営会社の、候補2社発生競合状況について

① 私は、本件用宅建代理店として、地元の「三ツ木住販店」と、ネット用の三井リハウス府中店の2点から支援を受けています。

今回その内地元から「先発」で保育園の協賛運営社を紹介さ

れ、続いて「後発」三井店からも紹介があり、現在競合状態になっています。

② その先発社は、教育業界で日本一を争う「学研」の保育園部、ナーサリー社です。既に13年11月、そこの担当役員と課長の店舗見学を受け、強い支援希望を寄せられています。よって私もこの会社を指示しています。後発三井店業者は、中央沿線業者で、初の京王線進出用でしたが、後発のため議会後にしていただいています。

③ 問題のAは、その4社共専門家で、対象物件が当店に集中していること。

Bは、応ずる府中市（保育課）が、その前・13年7月参上中の私前に、突然そこの補佐が来て「出された書面（店舗図）は、着工せず預かるだけなら受けますがどうする。」と迫り、不承承知させられていることで。

Cは、下って13年10月、学研が単独で市に保育園需要を電話伺いしたら、市はこの超高名社に「今やる気はない」と断っている始末等でした。

④ この市の「保育園場当たり行政」の可否こそ、本件最大の争点であります。

よって、その各事例証明には、13年11月「議会提出した」書面中、人口等の流動数を新しくしてそっくり再現すれば、それが元々「下意上達文」だったことや、市側の場当たり行政が克明にわかりますから、その方式で本文へ移行することにします。

#### 〔陳情要旨〕

私が現在地に所有する（資料1）の関田店舗（以下当店）をもって「市立保育園」をつくらうと願うものであります。

① その目的は2点、Aは当店がずば抜けた「経済価値」を持っていることです。すなわち特急府中の駅近4分地で、中央市道桜並木沿いにあり、計126坪の大型1戸建店舗は、大量の幼児を一括して「安全収用送迎」できるからです。

同Bは、当店後背地に「4町9丁目」に及ぶ、莫大な需要住宅地を持っていることです。

② にも関わらず、ここには「1階庭付きの保育・幼稚の2園」が1店もありません。そこで、この本年1月1日付「世帯数」を見ると、以下のとおりとなります。

東緑町1丁=1,483、北府中町3丁=3,549、幸町2丁=1,661、西寿町3丁=1,265で、合計7,958世帯です。これから「待機児童」を推定します。

- ③ その10世帯に1戸が、幼児2人の「待機児家庭」とすれば、1,592人待機が出る。すなわち、約796戸×2人=1,592人待機です。よって以下、この数値を示さなかった「府中市子ども家庭部保育課」(市)と、私の折衝経過を御報告いたします。
- (2) 最初は13年5月、私が横浜待機児童ゼロ報道を知り、市に保育園提案したことでした。
  - ① その1年前12年3月、前任機械会社栃木屋が手狭転居したため、賃貸募集を始めました。この応募は好調で、すぐコピー機会社2件やマンション会社の室内展示場と続きました。しかし、どの社も店舗は即合格でも、大量の保有車と客用の近隣駐車場「一括借り上げ」ができず、渋々破断していました。
  - ② 一方このとき、早くから意外な人たちに「入居希望」されていました。それは、以前から当店の入口前が、市内2大幼稚園の送迎バス停だったため、そのママたちが、表掃除で顔見知りの家主へ「2人目の幼児用」に保育園要望をしたのです。
  - ③ 驚いて聞けば、府中駅の北口には「駅横ビルの空中」に小さい民営が1店あるだけで、他の保育園はそこ北(1.1キロメートルの)農工大まで1店もない、とのことでした。しかし、当時私は本業多忙で、それを理由に辞退していました。

これが「本件の発端」であります。
  - ④ 横浜を知った私は、瞬時にバスママを思い出し「保育園」は家族の重大事を悟りました。よってすぐ翌5月21日、自転車で「府中駅南北1キロメートル」圏内の「公・私立保育園」状況を調べ始めました。

結果南口は公(市)立八幡町と同本町に宮町認証民1の3店に対して、北口はママ発言のとおり、駅横空中の小形店に、東北1キロメートルの公三本木と、北西民営晴見町の2店があるだけ、途中で「保育と幼稚園」は1店もなしでした。
  - ⑤ その翌5月22日、私は店舗図を持って市に参上、窓口氏に「本件を賃貸で保育園にしたい」旨申し出ました。そうしたら窓口氏が「知っている。あそこは場所がいいから。」と大喜びし、受付は5分で終了しました。
  - ⑥ ところが、市はそれっきり無反応。そこで私は書面により、6月～

7月に回答催促便を出しました。中でも7月4日便には、はっきりと「府中駅の北東市立三本木園と同北西民営店」間の大三角地帯には「保育園が1店もない。」から、絶対に必要だ、と指摘してありました。

⑦ この結果、7月10日に市の塚本氏から電話で「建物の（完成）検査済書がないから保育園はつukれない。」と不可解事呼び出されました。しかし、建築指導課の助言で、届けは半々、年未完成で翌年1月登記なら、用途変更できる。で解決しました。（資料5）登記簿謄本。

⑧ すると、そこへどこかの補佐とかが来て、「あなたが出した北口無対策論」は、実在する施設を御存じない「欠陥論だ。」と言い出しました。

これに驚いた私が「どこにあるの。」と聞いたら、地図様パンフレットを出し、駅西の木曾路南とけやき並木終点辺の2カ所を指し「この3カ所です。」と答えました。

⑨ これに詰まった私を見て補佐は「あの書面は、工事はしないで『預かるだけ』なら受けますが、どうしますか。」と問うて来ました。私は「不承不承」に承知しました。そこで、帰りに駅西木曾路南を見に行ったら、保育園は「府中街道」までありませんでした。

⑩ 翌7月11日、私は自転車でけやき並木北に行きましたが、そこで「隣接」しているのは、市の教育センターと保健所の分園だけ。その西側は都立農高ですから、そのどこでも保育園を「間借り」させてはいけません。さらにその北は全て住宅街。そこに保育園はありませんから補佐が言った「園」は嘘です。その証明が（資料2）電話帳で、府中町1丁目北での「隣接園」はありません。

(3) その18日後、読売1面に（資料3）国の「待機児ゼロプラン」が発表されました。

① そして8月9日、同3面に（資料4）大地方自治体大反響が載りました。これで私は、市も賛成し「預かった」のだから実行する、と心躍らせて待っていました。

しかし9月になっても音沙汰なしです。いらついた私は「そうだ、議会人をお願いしよう。」と気付きました。（ここからが、まとめの3頁）

② しかし、府中町の北口出身議員氏はいませんし、対象区域が広いので「政党人」にすることにしました。幸い手近な八幡町に共産党の事

務所があったから、9月半ば「要件連絡」してそこに参上、受付氏に依頼してきました。

そして1週間後、その議員氏から電話があり「うちでは民営の支援はできませんが」と尋ねてきました。(一瞬素人か、と思いつつ。)家主と業者が下請し、市が管理する市立保育園、と答えて終わりました。

③ ところが、それっきり音信不通、9月末前後再三催促しました。

そして遂に、10月初め「党の方針と違うから」と言って断られ、書類は返されました。方針の説明なぞありません。中国や北朝鮮国の怖さが骨身に染みしました。

④ しかしもっと困ったのは「預かり処分」です。これは「後日使用」を意味し、仮契約と同じで、その執行権は市にあり、私にはありません。これで私は他店取り引きができなくなり、それがぼったりになっていました。

⑤ そこで13年10月半ば、元京王電鉄中吊り担当だった私が、今回(資料1)で示したチラシ原稿をつくり、これを保育園の「実務担当」ベネッセと学研の2社に、三ツ木社名で直接「ダイレクトメール」しました。近いベネッセはすぐ回答があり「調布駅前出店済に付見送り」でした。

⑥ 学研は、10月25日午後三ツ木店に応答してきました。いわく「広見告ました。すばらしい店舗ですね。そこで市(府中)に聞いたら『26・27年度はいっぱい、28年度はまだ。しかし今現在新保育園をつくる意思はない。』でした。よって28年度を決めるとき、まだ当店が空いていたら、そのときはお話しさせてください。」と言ったそうです。

⑦ 学研が当店を誉めたには「経済」がある。認証には、子1人に4.95平方メートルで60人以上です。当店の場合上下階「416.31平方メートル÷4.95=84人」学研は24人超です。

(4) 結論 市議員の皆さん、本件はぜひとも本12月議会で御決定ください。

① 大敵は、来年4月の「消費税」です。大型店はそれが跳ね上がりますから、「中央線にも出したい。」と言っていた学研に逃げられてしまいます。

何とぞ一致団結決定くださるよう祈って、本意見を終了いたします。

(5) 追伸 学研の大損害と延長決定の英知について

- ① 13年11月末、私から突然「4カ月延長」を告げられた学研は、絶句しました。12月決定なら、即要員募集で2月内装完成、3月開業がゼロになったからです。
- ② それでも学研は、当店の「特急駅近・大型1戸建・広大後背地の独占経営」に将来を託し社内無2例の4カ月延長を承認していただきました。
- ③ よって今回議員団の皆さん。この有名な「学研保育」を広報したら「子供の将来東大」希望の高額所得ママに、大歓迎されるでしょう。故にこそ、府中市の象徴保育園として「大臣見学」を招来するよう、一致団結賛成投票を願って陳情まとめといたします。(資料7・国による保育園増設基準発表あり)

(6) 補足 本関田店舗の賃料は資料1により、坪単価共益費なし9,000円となっています。これを今回の損害賠償として同9,500円にさせていただきます。なお府中駅近隣相場は、空中店で坪単価共益費込み1万3,500円です。以上。

付託する委員会

陳 情 番 号	5	受理年月日	平成26年2月17日
陳情人住所氏名	府中市晴見町2-15-5 府中社会保障推進協議会 会長 小松雄三		
件 名	介護保険制度改定に関し国に意見書提出を求める陳情		
〔陳情趣旨〕			
<p>第6期介護保険事業計画（2015年度～2017年度）に向けて厚生労働省社会保障審議会等での制度見直しの検討、法改定への動向等が伝えられています。今日までに明らかになっている介護保険制度の改定の方角について、私たちは、制度利用者、高齢者の皆さんと心配や懸念の思いを交流する中で、とりわけ次のようなことを強く危惧しています。</p> <p>(1) 政府は、要支援者向け費用の6割を占める「訪問介護（ホームヘルプ）」、「通所介護（デイサービス）」を介護保険から外し、市町村の地域支援事業へ移行すること等を盛り込んだ「医療・介護総合推進法案」を閣議決定（2/12）し、国会に提出するとしています。地域支援事業では、サービスの内容・人員・運営・単価などの全国一律基準がなくなるため、自治体間の格差問題やサービスの低下が生じます。政府は、費用削減のため、専門職によるサービスをボランティアに肩がわりさせる、事業者への報酬を現行以下に下げる、利用者負担の割合を現行以上に上げる等々を掲げています。その上で地域支援事業を担う市町村に対しては、75歳以上の人口の伸び（3～4%）に応じて事業費に上限（目安）を設け、サービス切り下げを強めています。</p> <p>十分な支援を受けられない「軽度者」が重度化すること、訪問・通所介護を提供している介護事業所も大打撃を受け、介護職員の待遇が低下することにもなりかねない等々危惧されています。</p> <p>全日本民主医療機関連合会の調べでは、訪問・通所介護を使う要支援者のうち、制度見直しで、サービスが削られたり利用できなくなれば「日常生活ができなくなり介護度が上がる」事例が60.8%、「外出などの機会が減り閉じこもりぎみになる」事例が66.4%に上がるなど深刻な影響が出ることが明らかになっています。</p> <p>(2) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者は、原則として、要介護3以上に限定し、要介護1と2の人は入れなくなります。</p> <p>厚労省は「中重度者を支える施設に重点化」と言いますが、入所待機</p>			

者42万人のうち、要介護1、2の人は13.2万人、31%に上ります。

かわりにふやすという「サービス付き高齢者向け住宅」は介護施設ではなく、医療・介護などのサービスを提供する職員がいる住宅にすぎません。しかも、多くは家賃・食費など月20万円程度を負担できる人に限られているのが実際です。

全国老人福祉施設協議会の調査によると要介護1、2の方の入所理由は、「介護者不在・介護課題・住宅問題等」が6割、「認知症の問題行動等・判断能力の低下」が2割、となっています。家族関係や家庭状況などで居宅介護が困難な人は行き場を失い、深刻な介護難民を生み出します。

- (3) 現在1割の介護保険利用者負担が、一定額以上の所得者（年金収入のみ・ひとり暮らし280万円、夫婦で359万円以上・65歳以上の5人に1人）は2割負担に引き上げる、としています。高齢者の年金受給額が毎年引き下げられる中で、介護保険利用料の引き上げには、「これまで使えたサービスを減らさないといけない。」との声が上がっています。

また、保険料が値上がりし続けるのは、国庫負担の割合が低く抑えられているからです。介護保険導入時、それまで介護費用の50%だった国庫負担割合は25%に削減、保険料で50%を賄うこととされました。その後施設費用への国庫負担は20%まで引き下げられました。介護保険は、サービス利用の増加が保険料の値上げに直結するという欠陥を抱えています。

- (4) 国は今社会保障その他の財源確保を理由に、4月からの消費税8%への増税を行う一方で、介護が必要な市民や自治体財政に負担を押しつける介護保険制度の「改定」を進めようとしています。憲法25条・社会保障の理念に基づき介護保険の充実を求める立場から下記の陳情をいたします。

[陳情事項]

次の事項につき、国に対し府中市議会として意見書を提出してください。

- 1 要支援者への訪問介護、通所介護を市町村の地域支援事業に移さず、介護保険の介護対象とし、サービス内容の充実を図ること。
- 2 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者制限を行わず、現行の基準を維持し継続すること。
- 3 介護保険の利用者負担の引き上げを行わないこと。

4 市町村の介護保険財政に配慮し国庫負担を大幅にふやすこと。

付託する委員会

陳 情 番 号	6	受理年月日	平成26年2月19日
陳情人住所氏名	新宿区下落合3-14-26 東京肝臓友の会 理事長 赤塚 堯 外2人		
件 名	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情		
<p>〔陳情要旨〕</p> <p>貴議会において、ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について、衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し、以下の事項を内容とする意見書を提出していただくよう陳情します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。</li> <li>2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。</li> </ol> <p>〔陳情の理由〕</p> <p>(1) 現在、わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定されているところ、国はウイルス性肝炎患者（肝硬変・肝がん患者を含む）に対するインターフェロン、核酸アナログ製剤を中心とする一定の抗ウイルス療法について、国と自治体の予算に基づく医療費助成を実施している。ウイルス性肝炎患者に対してかかる特別な措置がとられるに当たっては、平成21年制定の肝炎対策基本法の前文にあるとおり、「国内最大の感染症」である「B型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、また、その原因が解明されていなかったことによりもたらされたものであり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的な前提である。</p> <p>(2) しかしながら、国が実施している現行の医療費助成の対象は、上記のとおりインターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など一定の抗ウイルス療法に限定されており、これら治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等は極めて高額に上るにもかかわらず、助成の対象外となっている。</p> <p>そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活に支障を来し、精神的・肉体的に苦しみつつ経済的・社会的にも逼迫している肝硬変・肝がん患者に対しては、一層の行政的・社会的支援が求められるところであ</p>			

り、国の「平成26年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書」でも、厚生労働大臣に対し予算として必要な措置として、「肝硬変・肝がん患者を含むすべての肝炎医療にかかる医療費助成制度を創設する」ことが挙げられている。

- (3) ところで、B型肝炎訴訟については、平成23年の国と原告団との基本合意締結、B型肝炎特別措置法の制定に当たって、国は「予防接種時の注射器打ち回しによるB型肝炎ウイルス感染被害者は、40数万人に及ぶ」と繰り返し言明してきた。しかしながら、基本合意から2年以上を経た今日においても、B型肝炎訴訟の原告として給付金の支給対象たり得る地位にあるものは1万人程度にすぎず、大多数の被害者は救済の入り口にさえ立っていないのが現状である。被害者数と原告数とのこうしたそごが生まれる最大の要因は、長年にわたって国が注射器打ち回しの予防接種禍の実態を放置し、平成元年のB型肝炎訴訟の最初の提起後も、予防接種禍の実態調査等を怠ったことで、時間経過により母親が死亡するなど予防接種禍を立証する医学的手段を失った被害者が膨大に存在することである。
- (4) 他方で、C型肝炎についても時間の経過に伴うカルテ廃棄等の理由により、薬害であることの被害立証が困難となった多数の被害者が存在することは容易に推定できる。また、一定時期までは感染を回避することが簡単でなかったとはいえ、輸血によってB型・C型肝炎ウイルスに感染した者、あるいは因果関係の立証がB型肝炎に比べて医学的に困難ではあるが、客観的には予防接種その他の注射時に注射器の打ち回しによりC型肝炎ウイルスに感染した者など、我が国には医療行為に関連してウイルス性肝炎に感染した多数の肝炎患者が存在し、「国民病」としてのウイルス性肝炎は、また、全体として「医原病」としての性格を濃厚に帯びている。そのため、近年では全てのウイルス性肝炎患者に対し、より厚い行政的対応を求める国民の声が広がっている。
- (5) このように、肝炎対策基本法制定後の事態の推移は、我が国のウイルス性肝炎が「国民病」かつ「医原病」としての本質をもつことをますます明らかにし、とりわけ国の責任が明確化され、国が多数存在することを認めているB型肝炎の予防接種禍被害者ですら、その多くが立証手段を失って司法救済の対象とならないという厚労行政の矛盾が一層鮮明となっている。

ここに至っては、肝炎対策基本法前文の基本精神に立ち返りつつ、法制定時より一層明らかとなった「国民病」「医原病」としてのウイルス性肝炎の特異性に思いをいたし、厚労行政を担う国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない患者支援策を進めるべきである。とりわけ、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成を及ぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

また、肝硬変患者に対する生活支援制度である障害年金については、基準の明確化を図りつつ適正な認定範囲の実現に配慮した基準見直し作業が進んでいる。しかし、同じく肝硬変患者に対する生活支援の制度である身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度（障害者手帳）は、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が現場の医師らからも多くなされているところである。そこで、障害者手帳の認定基準についても、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

- (6) 以上より、貴議会において、地方自治法第99条の規定により衆参両議院並びに政府（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に対し意見書を提出していただくよう陳情します。

付託する委員会	
---------	--